

とんだばやし混声合唱団 団則

第一条 目的

当団の活動は営利を目的とすることなく、合唱を愛する者のために結成され、合唱を通して歌うことの喜びを分かち合い、加えて大阪南河内地域の文化の向上の一翼を担うことを目的とするものである。

第二条 団員資格

原則として、当団の定める練習に参加できる 16 歳以上の者。

第三条 入団

当団の定める入団申込書を事務局へ提出し、所定の手続きを経て入団を許可するものとする。入団金は徴収しない。

第四条 休退団

- 1 団員は、その都合により休退団する場合、書面をもって事務局へ届けなければならない。
- 2 当該団員の行動が当団の目的に反するものと認められた場合には、事務局より退団を命ずることができる。

第五条 運営

1 事務局

- ① 当団の事務局は、以下に定める運営スタッフによって構成する。運営スタッフは年次方針の定めるところにより運営を行う。

団代表（団長・副団長） 企画 会計 会計監査 渉外 広報

- ② 運営スタッフは、年 1 回の総会をもって改選する。運営スタッフについては、必要に応じて別に役職を定めることができる。但し、未成年者はスタッフの一員となることができない。

2 指導

当団は指導者をおき、練習方法等については指導者に一任する。

第六条 会費

団員は当団体の活動の為に、別に定める会費を負担する。

第七条 総会

当団体は原則として年 1 回の総会を持つ。総会は団代表が団員を招集し開催する。

総会では、団則の改正、運営スタッフの改選、会費の改定、団の運営方針等、団の運営に係る重要事項を決定する。尚、総会での可決に関しては、団員総数の 3 / 4 以上の賛成を必要とする。（委任状も含む）

第八条 所在地

当団の所在地を団長自宅に置く。（〒584-0036 富田林市甲田 6 - 1 5 - 8）

第九条 施行

この団則は、平成 7 年 2 月 25 日より施行する。

団 則「 細 則／団 員 規 定（三 規 定）」

休 退 団 規 定

【 休 団 について 】

1. 団員は、事情により休団をする場合には、団が定めた「休団届」を事務局に提出し承認を得なければならない。
2. 休団届を提出する場合は、休団をする月の前月に提出する事とする。休団届には休団の理由、期間を記入し、所定の下記に定める特別団費を添えて提出しなければならない。
この特別団費は、主に休団者への事務連絡、通信費に充当するものとする。

【 特 別 団 費 】

休 団 の 期 間	休 団 期 間 団 費
3 ヶ月以上、1 年まで	3, 0 0 0 円
1 年 1 ヶ月以上、2 年まで	6, 0 0 0 円

3. 当団が認める休団の期間は、3 ヶ月以上とする。但し、2 年を超えることができない。
それを超える場合は、退団扱いとする。

【 退 団 について 】

1. 団員は、事情により退団をする場合には、団が定めた「退団届」を事務局に提出し承認を得なければならない。
2. 退団届を提出する場合は、退団をする月の前月に提出する事とする。
3. 退団に際しては、団費を清算する。
4. 退団後原則として2 年以上が経過していなければ、再入団は認められない。
但し、病気等の理由により退団扱いとされたものはこの限りではない。
5. 再入団は団代表の承認を必要とする。

※ この規定は、平成 11 年 10 月 30 日より施行する。

団 費 規 定

当団の団員は、当団の運営の為、次に定める「団費（月会費）」と「定期演奏会費」を負担しなければならない。両費用は、団運営の根幹をなすものであることから、団員個々の練習への出欠や、定期演奏会への出欠に関わらず負担する事とする。団費は、団員総会により承認された予算に基づいて運用され、団員総会において役員より会計報告が行われる。

【 団費（月会費）について 】

1. 当団の団員は、団員総会により決められた団費を月会費として納めなければならない。
2. 団費は、月会費を月末までに滞りなく納めることとするが、前もって数ヶ月分を前納することも出来ることとする。
3. 団費が滞った団員に対しては、会計担当者から督促をすることが出来ることとし、改善なき場合には団長の決定のもと退団勧告、除籍を行うことができる。
4. 学生割引制度を採用し、該当者には団費を減額する。金額は正副団長の決議で決定する。

【 定期演奏会費について 】

1. 当団の団員は、定演運営役員により決められた「定期演奏会費」を納めなければならない。
2. 定演会費は、定演会計担当者の指示による支払方法・金額により、一括または分割にて期限までに納める事とする。
3. 学生割引制度を採用し、該当者には減額をする。金額は定演運営役員が決定をする。
4. 定演会費は、個々の団員の定期演奏会への出欠に関わらず負担する事とする。
但し、下記に挙げる項目で定演を欠席することとなり、定演運営役員が認めた場合には、特例として減額、免除を行うことができる。

定演の90日以上前に家事、仕事都合が入った場合で、かつ役員に申し出がなされた場合。	5割減額
定演直前に入団した場合（役員の判断にて）	免 除
休団中の場合（休団届けを済ませている事）	免 除

※ この規定は、平成11年10月30日より施行する。

※ この規定は、平成22年5月16日より改正施行する。

慶弔金規定

【慶 事】

1. 団員の婚姻に際しては、団は「祝電」を送ることのみとする。
2. 「祝電」に関する費用は、団会計より支出する。電報の金額は三千円程度とし、金額の変更は役員会の決議に一任する。
3. 婚姻に際し祝電を希望する団員は、事前に事務局へ連絡をしなければならない。

【弔 事】

1. 団員、団員家族の死去に際し、団は「弔慰金」を送ることとする。「弔慰金」の金額および支給範囲は下記の通りとする。

種 別	金 額
団員本人の死亡	1 万円
団員の配偶者及び子供の死亡	3 千円
未婚団員の両親の死亡	3 千円

2. 「弔慰金」は、遺族の希望により「柩」に変える事が出来る。
3. 「弔慰金」は、通夜、告別式前に役員への連絡があった場合に行う。事後に連絡があった場合には、「弔慰金」に変えて物を送ることができる。
4. 「弔慰金」等は、遺族・団員から辞退の申し出があった場合には行わない事とする。
5. 団代表が必要と認めた場合には、上記の種別金額に関わらず、「弔慰金」を支出することができる

※ この規定は、平成 11 年 10 月 30 日より施行する。